

## 施設基準

療養病棟入院基本料 1

療養病棟療養環境加算 1

CT 撮影（16列以上64列未満のマルチスライス CT）

在宅時医学総合管理料

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

入院ベースアップ評価料

医療 DX 推進体制加算

## 機関指定

生活保護指定医療機関

難病指定医療機関

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

被爆者一般疾病医療機関

## 入院時食事療養費

入院時食事療養費（I）

井上内科病院

## 当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

### 医療情報所得加算

当院では、オンライン確認システムの導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入にしている医療機関となります。マイナ保険証の利用を通じて診療情報を所得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を所得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

### 医療 DX 推進整備加算

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備して活用しております。

オンライン請求行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

電子資格確認をして所得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。

電子処方箋の発。(準備中)

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制。(準備中)

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

※医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診察を実施する為の十分な情報を所得し、および活用して診察を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

### 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医療品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「処方名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

## 生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。  
患者様の症状に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方屋 28 日以上の長期の  
投薬を行う場合がございます。

※この度改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的  
な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へサインしていただく必要があります。ご協  
力のほどよろしくお願いいたします。

医療法人 井上内科病院

## 個人情報保護方針

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

### 1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

### 2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

### 3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（患者さん）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。

### 4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

### 5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

### 6. 診療情報の提供・開示

診療情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

### 7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

平成17年4月1日

医療法人井上内科病院 院長

## ～患者のみなさまへ

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

《特別の料金とは》

**先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金を言います**

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は、課税対象であるため、諸費税分を加えてお支払いいただきます。端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。後発品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発薬品との価格差で計算します。薬剤以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。